# どるフィン

# 生存給付金特則付 米国ドル建終身保険

〔無配当〕





5回のボーナスで 広がる未来。





この保険には、<mark>為替リスク</mark>およびお客さまに <mark>ご負担いただく費用</mark>があります。

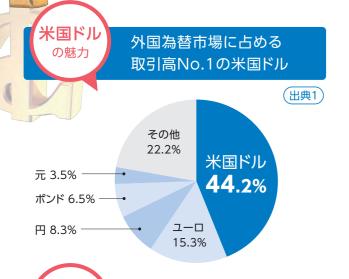
詳しくは5・6ページをご確認ください。

外貨保険にかかる為替相場の 変動リスク等やご契約にかかる 費用について、動画でもご確認 いただけます。



# 国際通貨米国ドル

米国ドルは取引高No.1の通貨です。



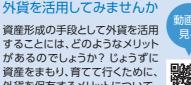


※GDP(国内総生産)とは国内の経済活動全体を通じ、一定期 間内にどの程度の経済的な付加価値が生み出されたかを示 すものです。



### 動画 で学ぶ外貨のちしき

資産形成の手段として、 外貨を活用してみませんか



外貨を保有するメリットについて、 動画でわかりやすく解説します。

※上記は1993年1月~2024年1月の月初(1日)の利回りをもとに作成しています。

※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回りを保証または示唆するものではありません。

(出典1)(公財)国際通貨研究所国際通貨研レポート2022年BIS世界外国為替市場調査について 第5図:世界の外国為替市場の上位39通貨 による取引額内訳とシェア(2022年)をもとにジブラルタ生命で作成

(出典2) World Bankホームページ(2023年7月)をもとにジブラルタ生命で作成

出典3) Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契 約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内での お取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や"保険金等をお支払いできない場 合"などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。 この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。 したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、 損失が生じるおそれがあります。

▶ 詳しくは5・6ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

# 米国ドルで備える一生涯の安心、 「ジャンプ・ボーナス」(生存給付金)で広がる夢



## 米国ドル建の保険です!

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円によるお払込みになります。



# お好きな日に受取れる 「ジャンプ・ボーナス」が計5回も!

ご契約後3年ごとに、自由に使える 生存給付金(ジャンプ・ボーナス)を お受取りいただけます。 🔯





このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。 裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

# 一生涯の保障と キャッシュバリューを確保!

特約を付加することで、生存給付金(ジャンプ・ボーナス)・ 保険金・解約返戻金のお受取りなどを「円」でご利用いた だけます。

▶ 詳しくは5ページをご覧ください。

# 身体障害状態になられた場合

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは以後の保険料のお払込みが 免除になります。

さらに疾病障害による保険料払込免除特約を付加されますと、疾病により所定 の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。 ※この特約の付加には別途保険料が必要です。



ご存知 ですか?

ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。 | 詳しくは4ページの 参考 をご覧ください。

「ジャンプ・ボーナス

受取後も保障は一生涯

憧れの5つ星ホテルに

泊まる旅

# 商品のしくみ

ご契約例

■契約年齢(被保険者):30歳(女性)

●保険金額:50.000米国ドル

●保険期間:終身

●保険料払込期間:15年(45歳まで)

●保険料(月払・口座振替扱): 177.95米国ドル









5回の 「ジャンプ・ボーナス」が うれしい!!

家族で海外旅行 小旅行

生存給付金 たとえば、上記ご契約例の場合 ´ ジャンプ・ ボーナス 死亡•高度障害 保険金 死亡保険金額の10% 50.000 死亡保険金額の3% 米国ドル 米国ドル 1,500 死亡保険金額の3% 1,500 死亡保険金額の3% 60歳で解約の場合 死亡保険金額の3% 解約返戻金 25,440 ,500 (キャッシュバリュー) 米国ドル 30歳ご契約 33歳 36歳 39歳 42歳 45歳払込満了

年金として受取ることもできます!

「円」によるお取扱いが可能です。

## **(\*)** こんなときには、こんな方法があります。

一時的に保険料のご都合が つかないとき

生存給付金(ジャンプ・ボーナス)をお受取りいただけます。

●受取日は、誕生日や結婚記念日など、生存給付金をお受取りいただく

保険料払込が終了した後も、年々積上がる解約返戻金(キャッシュバリュー)を

解約返戻金(キャッシュバリュー)を年金原資とし、年金でお受取りいただけます。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱いです。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

● お受取りにならない生存給付金は自動的に据置き、お好きなときに受取ることもできます。

保険年度中のお好きな日をご指定いただけます。

キャッシュバリューで未来の夢がさらに広がります!

確保できるので、夢の実現のための資金としても活用できます。

保険料の自動振替貸付

保険料のお払込みをやめて、 ご契約を続けたいとき

延長定期保険への変更

払済保険への変更

保険料のご負担を軽くして ご契約を続けたいとき

保険金額等の減額

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

■保険料例(月払・口座振替扱)保険金額50,000米国ドルの場合

保険料払込期間(15年)

「保険期間:終身 保険料払込期間:15年] 2024年3月1日現在

単位:米国ドル

		契約年齢(被保険者)									
	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳			
男性	162.10	170.60	179.85	190.55	203.00	217.20	233.35	251.80			
女性	152.75	160.10	168.40	177.95	188.75	200.85	214.75	230.15			

※この保険の保険料は、2024年3月1日現在における予定利率(年2.75%)およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算し たものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に 適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。



このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。 裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

15年間の保険料払込期間満了 後も、一生涯の死亡・高度障害 保障が続きます。

生涯保障

万一、死亡もしくは高度障害状態になられたときは、死亡保険金 または高度障害保険金をお受取りいただけます。

「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。



生きるための

として受取る

ココに

注目!

ココに

注目!

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月 以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金を お受取りいただけます。

例えば…療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、 人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による 保険金は非課税扱です

参考 ご理解いただきたい公的年金(遺族年金)についてご案内します。

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族 年金 | があります。遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保 険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け ることができる年金です。

遺族年金の受給要件等の 詳細については日本年金 機構のホームページ等で ご確認ください。>>>>>>>



※2024年2月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

### 必ずご一読ください

## 為替リスクについて (「円」でお取扱いする際の注意事項)

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。 したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、 お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ●この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- ●円で保険料等をお払込みいただく場合の為替レートと 円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。 したがって、為替相場に変動がない場合でも、
- お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 「円」でお払込みいただく保険料は、毎回変動(増減)します。 (円換算払込特約)
  - ※円換算払込特約は、あらかじめ 付加されています。

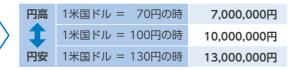
例) 毎月の払込保険料 100米国ドル



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

「円」で生存給付金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。 (円換算支払特約)

例) 保険金額 100,000米国ドル



「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、 お受取金額またはご返済金額は変動します。 (円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

#### 〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ牛命が指標として指定する銀行のTTM(\*1)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



- (\*1)銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
- (\*2)一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
- (\*3)一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
- (\*4)2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。
- ※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
- ※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、 その日の直前の営業日とします。
- ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、 その日の最初の公示値とします。

## 必ずご一読ください

### ご契約にかかる費用について

#### ■保険関係費用

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締 結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除 いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期 的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控 除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等に よって異なるため、一律には記載できません。

■外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用 【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料 (0.5円(\*5)/1米国ドル)が含まれています。

【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】 ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料 (0.01円(\*5)/1米国ドル)が含まれています。

【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】 お取扱いの金融機関により、ジブラルタ牛命が負担する 送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要 な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるた め、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確 認ください。)

■保険金・解約返戻金を年金で受取る場合に ご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(\*5)を年金支払日 の年金原資から控除します。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱い

■解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減 額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から経過年 数に応じた所定の金額(解約控除(\*6))をご負担いただきます。

(\*5)2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

(\*6)解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方 法<回数>・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や 計算方法を記載できません。

#### 〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対 象		換算基準日	適用する為替レーI	
	第1回保険料		保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等を お払込み いただく 場合の為替レート	
1 円換算 払込特約	第2回以後の保険料		保険料払込日の属する月の前月末日		
34421043	前納保険料(*7)		ジブラルタ生命受領日(着金日)		
	生存給付金		生存給付金支払日の前日		
	生存給付金の 自動据置後の支払	据置期間満了前	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日		
		据置期間満了時	据置期間満了日の前日		
	死亡保険金·高度障害保険	食金•解約返戻金			
	リビング・ニーズ特約による保険金		マウェンエキギナ		
7 円換算	介護前払特約による介護年	金	所定の必要書類を ジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で保険金・	
支払特約	死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金		2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	解約返戻金を	
	保険金等の支払方法の 選択に関する特約による 据置支払	据置期間満了前		お受取り になる 場合等の為替レー	
		据置期間満了時	据置期間満了日の前日		
	保険金等の支払方法の選抜 による年金(年金原資が米		年金支払日の前日		
	契約者貸付	借り入れ	所定の必要書類をジブラルタ生命の本社にて 受理した日の前日		
3 円換算 貸付特約	CIRDUM	返済	返済日の前日	円で保険料等を お払込み いただ	
	自動振替貸付の返済			場合の為替レート	

(\*7)将来の保険料の全部または一部を前もってお払込みいただくことができます(前納)。

※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

#### 「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

## インターネット(ホームページ) 一般のお客さま https://www.gib-life.co.jp/

営業日ごとに、当日午前0時に公開します。

ミ ナ ジ ブ ロック 0120-37-2269 募集代理店を通じてご加入されたお客さま

0120-78-2269

【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00

ジブラルタ生命コールセンター

土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3 を除く)

05

# くわしくは・・・



2024.3 改訂

**▲**ジブラルタ牛命用

### Ⅲ 生存給付金について

#### ▶ 2ページ・4ページ

- ・この保険には生存給付金特則が付加されています。
- ・生存給付金額は、契約日から3、6、9、12年後の契約応当日(契約日 と同じ月日)以後最初に到来する生存給付金支払日においては死亡 保険金額の3%、契約日から15年後の契約応当日以後最初に到来す る生存給付金支払日においては死亡保険金額の10%となります。
- ・生存給付金は、支払期日までに所定のお手続による支払請求がない場合 には、ジブラルタ生命所定の利率により自動的に据置かれます。なお、 契約者から支払請求があったときは一部または全部を、最後に到来する 生存給付金支払日から10年が経過したときは全部をお支払いします。
- ・生存給付金特則を解約することはできません。

### 死亡保険金即日支払サービスについて



・このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算 して1,500万円(\*1)(\*2)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。

ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金を その日のうちにお受取りいただけない場合もあります。

### リビング・ニーズ特約について

#### ▶ 4ページ

・余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基 づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師の セカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内と は、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を 行なっても余命6か月以内であることを意味します。

・ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の 他のご契約と通算して30万米国ドル以内かつ3,000万円以内(\*2)で

ご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約 保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保 険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払 限度額はありません。

・リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合 は、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更 になる可能性があります。)

(\*1)受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

(\*2) TTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額の上限となります。

### お取扱いについて

■契約年齢範囲・保険料払込期間

契約年齢範囲	保険料払込期間		
(被保険者)	15年		
0歳~65歳	•		

■保険料払込方法<回数>

月払·半年払·年払

■付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- ·指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約
- ·介護前払特約
- ・保険金等の支払方法の選択に関する 特約(\*)
- (\*)ご契約時に付加することはできません。

#### ■高額割引制度について

ご契約の保険金額が5万米国 ドル以上の場合、保険料の高額 割引制度が適用されます。

#### その他

当パンフレットに記載されている 主契約および特約はすべて無配 当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款 | をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。法人契約の場合やお申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。 ※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年2月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。 個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。 生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。 したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



### ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ

https://www.gib-life.co.jp/)



<お問合せ先(担当者)>